

第36回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H22.9.21(火)10:00 - 10:49

場所：議事堂6F 601特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（9名） 中村委員欠席

資料：第36回議員提出条例に係る検証検討会 事項書

第35回検討会 資料2 子どもを虐待から守るための決議案（座長案）

資料1 子どもを虐待から守るための決議案（新政みえ修正案）

資料2 今後のスケジュールの見通しについて

< 検討会 議事概要 >

委員：第36回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

本日の検討会においては、前回の検討会で資料2として配布した「子どもを虐待から守るための決議案（座長案）」について、各会派のご意見を踏まえ、議論する。

自民みらい、日本共産党三重県議団及び公明党からは、「異議なし、賛成」ということで、修正案の提出はなく、新政みえからは、資料1のとおり修正案が提出された。

これから、原案の座長案及び新政みえの修正案について議論する。まず、修正案を提出いただいた新政みえから、修正案の趣旨及び概要について説明いただきたい。

委員：新政みえから提出した修正案について説明する。前段部分について、冒頭に児童虐待をめぐる現状について明記すべきと考え、それを盛り込んだ。なお、一部、児童虐待の防止等に関する法律の文言を流用した。

次に決議案の組み立て（構成）としては、座長案のとおり背景、課題を解決するために求められる子育て支援、議会としてこうしてはどうかと考える部分を明記した。

細かいところとしては、背景の部分で重複する部分や順序を整理した方がよいと思われる部分があったので、整理した。（3段落目部分）「都市化に伴う核家族化や景気の悪化による家族の経済的困窮、家庭内外における人間関係の希薄化、育児の孤立など社会的及び経済的要因」についてであるが、社会的及び経済的要因に合わせて、最初に社会的要因を列記し、後半に経済的要因を列記した。また、「都市化に伴う核家族化」については、「人間関係の希薄化」に要因として重複すると思われるので、前者を削除した。

これらの課題の解決のために必要なことが、子育て支援と人権の尊重。

まず、「子育て支援」の言葉を入れた。また、人権の享有主体という言葉

が県民にわかりにくいと考え、「権利の主体」と修正した。

前段における最後の段落において、子どもの命に関することを「投資」と言及するのは抵抗があり、引っかけたので、この言葉を削除した。

また、全体的にあっさりと言葉を多くなくすっきりとした形に整理した。

「記」以下について、座長案では具体的に記述いただいていたが、具体的に記述するとそこから漏れてしまうものがあり、これもあれも入れるべきと收拾がつかなくなるので、全体的なことを列記することとした。それによって、児童虐待問題の全体に関する決議案にしたもの。

未然防止、早期発見、早期対応から、保護、支援までの一連の中での問題は、連携の強化と人材の養成を図ることによって解決するべきと、この検討会でも議論したところ。

全般的に、決議案については大きく記述し、詳細な点については申し入れ事項に入れるべきと整理した。説明は以上。

委員：先ほどの説明を踏まえ、各委員のご意見はいかがか。

委員：公明党としては、前回資料2の座長案に賛成したもの。新政みえ修正案では、県と市町に対して言うべきことを決議するとしているのに比べて、座長案では、「県は、県民、民間の団体及び市町と一体となって」と県民や民間の団体、地域社会にも訴えているのが大きな違いと理解している。

まず、先ほど詳しく書き過ぎるのはいかがかという意見もあったが、丁寧に説明する必要もあると考えている。

「未来への投資」という言い方については、委員のご意見のとおり。

また、座長案の方が、民間の団体や県民と一体となって取組を強化するという趣旨をアピールできており、行政と県民に対して呼びかけることができると思われる。他方、新政みえの修正案では、どちらかという行政の対してのみ言うという趣旨になっている。

「記」以下の「1」について、私はかねてから条例に市町の役割を入れるべきと主張してきた。それができなかったわけであるが、代わりに、市町の役割を改めて明らかにしたい。そのため、座長案にある「児童福祉法に基づいて、主に市町がこの（未然防止の）役割を担っていることから、市町におけるこの機能の充実が望まれるとともに」という部分は、ぜひ残してもらいたい。これにより、県の立場からせめて市町に対して要望したい。

委員：新生みえの修正案は、簡潔明瞭にまとめていただいたところであるが、簡単にまとめすぎると総論的になっていずれの主体が何を行うのかわかりにくくなるという面もある。ややもすると、三重県議会が県執行部に対して訴えているだけのようにになってしまう。申入れというものは、県の取組が問題あるいは県のやり方が不十分であるということで、その是正を県執

行部に対して申し入れるもの。

しかし、この検討会においては条例の改正も視野に入れつつ、様々な意見を聴いて、県や市町、県民などすべてに対して県議会が意思を明らかにする方がよいと考えたもの。従って、元の座長案の方が、議会が決議するものとしてよいと思う。

県執行部に対してのみ意見を述べるのでは、県の社会全体の課題として共有して一緒に対策を取り組もうという趣旨が生きないと思われる。

また、新生みえ修正案の「1」の内容について、これでは幅が広すぎると思われる。県の役割は、あくまで専門性を生かして市町を支援することである。このことを明らかにすべき。

さらに、「権利の主体として尊重される」との表現はわかりにくいので再考すべき。

その他、「社会的及び経済的要因」について順序を変えることについては了承。

委員：その他、意見はないか。

委員：そもそも条例を改正せず、決議案を議員発議することとしたのは、県民をはじめ県や市町のあらゆる機関や民間の団体に訴え、世論を喚起するためである。新生みえの修正案では、県執行部に対して要求するばかりで県議会と一緒に児童虐待に取り組もうと、県民に訴える趣旨が落ちてしまっている。条例の改正をせず申入れだけでは、議会は何もしないで執行部に求めるだけになってしまうと言われた委員もいた。市町によって取組に温度差があると言われた委員もあり、そこで、取組の足りない市町に対して訴え、働き掛ける趣旨としてはどうかと考えたところ。また、県の児童相談所も市町の担当課も、手一杯の状態と指摘された委員もいた。一方的に県執行部に対して要求するだけでなく、すべての県民に向かって協力を呼びかけてはどうかと考える。県民の代表である議会が自ら決議することで、執行部だけではなく、県民や NPO など民間の団体、県や市町の各機関、それは保健所、学校、警察などを含むものだが、これらに訴え、三重県という社会全体で子どもを虐待から守るという姿勢を強く打ち出してはどうかと考えるところ。

委員：座長案の最後の3行、すなわち「県と県民、市町及び NPO など民間の団体とが一体となって子どもを虐待から守るため」が重要と考えている。議会と執行部と一緒に取り組むので、県民の方々にも一緒に取り組んでいただきたいという趣旨。座長案を元に、文言を調整いただければよいのではないか。

委員：新生みえの修正案は、申入れとセットとなっているのかと思われる。執

行部に対する申入れは、決議案についてと同時に議論するのではないのか。

委員：決議案を提出、採決されて後、改めて申入れについて議論するつもりである。

委員：かねてから主張してきたが、この検討会は条例を改正する必要があるか否かについて議論するところであるが、条例の詳細な運用面に関することは、健康福祉病院や教育警察などの常任委員会の所管のことと重複するので、その点については調整しなければならない。

委員：申入れに関する具体的な流れや内容については、常任委員会とも調整し、両会の連名とするかあるいは常任委員会からの提出とするかなど整理するつもり。なお、決議案については、この検討会の委員が発議者となるもの。

委員：確認させていただくが、決議案は検討会の委員が発議者となって10/7までに提出するが、申入れについては常任委員会と調整するということが。

委員：決議案について健康福祉病院常任委員会から説明を求められているので、10/4 常任委員会に座長及び副座長が出席して説明するつもり。決議案の発議は、検討会の委員が行うもの。

委員：決議案は、本日最終的に決定するのか。

委員：新生みえから修正案が提出されたところでもあり、日を改めて、議論し合意に至れば採決する。

委員：新生みえは、座長案について完全にノーか。座長案に、新生みえの意向を反映してもらえば検討の余地はあるのか。前回の検討会で採決によって検討会の方針を決定したとことだが、決議案については丁寧に議論し、新生みえの意向も尊重して進めるべきと考える。

委員：前回、決議案の座長案を提示したところであるが、新生みえから修正の意見も出され、また、本日の検討会で様々な意見も出されたところであるので、改めて座長案を再提示し、この座長再修正案は本日中に提示するが、その座長再修正案について再度会派で議論いただきたい。

委員：その手順は了解だが、その座長再修正案はまた会派へ持ち帰るのか。それとも各委員で判断するのか。

委員：会派へ持ち帰る必要があるか、あるいは会派の意見を聴く必要はなく各委員の責任で回答できるか、その点については各委員にご判断いただきたい。

委員：委員に尋ねる。当初の座長案と新生みえ修正案には、大きな相違がある。会派としての意見はどうするか。

委員：新生みえ修正案は、新生みえから提出したこととなっているので、再度会派に諮る必要があると考える。

委員：新生みえ修正案の「記」以下の書き振りについて、県議会としては県の

取組が弱いので強化すべきという趣旨で、列記したところである。他方、座長案では、県議会として県民や民間の団体も含めて訴えるという趣旨である。この点については、どう考えるか。

委員：児童虐待は県民全体の問題と取り上げるという考え方はあり得るかと思われ、検討の余地はある。そもそも、条例改正をしないのであれば、決議と執行部に対する申入れとをセットで行うと理解してきた。申入れを行うのが、仮に健康福祉病院常任委員会からであったとしても、常任委員会で十分に時間をかけて審議することはできないと思われ、この検討会で議論した内容をどう反映させるか考える必要がある。なお、申入れは県執行部に対して行うもの、他方、決議はもっと広く県民全体に対して訴えるものと整理するとの意見は理解する。

服部委員：前回の検討会で決議案を発議すると決定し、その座長案を各会派に持ち帰ったところ。また、会派に持ち帰って振り出しに戻って議論するというのでは、この検討会は何をしているのかということとなる。県執行部に対する申入れを行うということには引っかかるが、それはさておき、また一からやり直しということは避けていただきたい。

委員：新生みえから提出された申入れ案は、申入れ案として提示されたもの。申入れを行うということとなり、そのために議論する必要がある場合には、この新生みえの案も含めて議論することとなるだろう。また、その他の議員からも、申入れ案について意見が提出される場合もあるだろうと考えている。

委員：条例を改正する必要はなく、条例の適切な運用が必要であるとの結論になったもの。このような点において取組の充実や強化が必要などと意見が出され、また参考人招致で勉強したり考えを共有したりしたもの。

しかし、健康福祉病院や教育警察などの常任委員会との所管事項と関連するため、申入れは、検討会として出すものではないということか。他方、決議案は検討会委員で発議し、そもそも児童虐待に関する議員提出条例があるので県全体で守っていこう、しかし現状としてこのような課題があるということを、県議会として決議するということか。とはいえ、決議案に総花的で一般的なことだけを盛り込むということには、いかがかと思う。

委員：決議案と申入れとがセットとは言っても、同時というわけではない。

委員：決議案の修正案について考えていたが、決議案が総花的で分かりにくくなってしまった。そこで、詳細なことは申入れに盛り込むべきとして、時期は早かったが申入れ案も提出したもの。申入れ案は参考資料である。

委員：改めて、本日の議論を踏まえ、新政みえの修正案の趣旨も十分に盛り込んで、再度、座長案を、委員のみなさまに提示したい。この座長再修正案

は、本日中に各委員に配布し、日を改めて再度検討会を開催し、最終的な決議案を決定したい。なお、各会派の意見をお聴きいただくか否かは委員各自にご判断いただきたい。

委員：進行に関することであるが、この検討会の共通理解としていただきたい。

すなわち、決議案を発議することは納得しているが、県執行部に対する申入れは、健康福祉病院や教育警察などの常任委員会の頭越しに行くべきではない。各常任委員会が、委員会で取り組むべきというとき、必要に応じて検討会とが一体となって、あるいはこの検討会から常任委員会に申し入れたことを反映していただいて、行うこととするべき。

委員：決議案は、この検討会の委員で発議するつもり。県執行部に対する申入れについては、おそらくすることになると思われるが、健康福祉病院常任委員会とも相談した上で、この検討会で委員のみなさまにご相談することとしたい。県執行部に対する申入れは、常任委員会と連名で行うかなどは改めて調整する。

委員：明確にしておくべきである。決議案については、県の責務だけを求める趣旨ではなく、県民全体で取り組むべきとの趣旨にするべきということが、この検討会の共通理解になっているか、確認いただきたい。

委員：決議案には、県民に対して訴える趣旨も盛り込み、それ以外にも、市町の役割を明記する趣旨、人材の養成に関する部分、県の専門性を生かした支援に関する部分なども、書き加え、再度、座長再修正案を提示する。

委員：ベースは、当初の座長案か。

委員：ベースは当初の座長案。これに、必要に応じて加除するもの。

委員：決議案の発議と県執行部に対する申入れは連動しているということでしょうか。申入れについては白紙か。

委員：白紙である。

委員：県執行部に対する申入れが白紙といわれると納得しがたい。

委員：白紙とは、中身については今後議論する必要があるという意味である。

委員：県執行部に対する申入れについては、所管の常任委員会と十分に話し合いをしていただきたい。この検討会だけで提出するということはやめていただきたい。

委員：再度、本日中に座長再修正案を提示するので、これについての意見を、明日9月22日(水)16:00までに座長及び副座長に提出いただきたい。この座長再修正案について、合意に至れば次回の検討会で採決を行い決議案を決定した上で、提出することとしたい。

次回の検討会は、9月27日(月)9:00から。

なお、三重県議会に提出される決議案には、所定の様式があるので、決議

案の確定の前後で、事務局にレイアウトの修正や、漢字の変換など細かい字句の修正を行わせる。その旨、ご了承いただきたい。

続いて、今後のスケジュールについて説明する。

資料2の下半分のとおり、9月27日に第37回検討会、健康福祉病院常任委員会からの出席要求に応じて10月4日の委員会に座長及び副座長が出席及び説明、10月4日から10月7日の間に決議案の発議、10月13日の全員協議会において説明、10月18日に本会議採決という予定で行いたい。

これらのことについて、意見はないか。

(発言なし)

委員：検討会は、これで終了する。